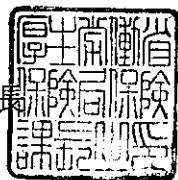


保保発第0313003号
平成19年3月13日

日本病院会長 殿

厚生労働省保険局保険課長印



被保険者証の記載事項の見直しについて

標記について、別添のとおり、健康保険組合理事長及び地方厚生（支）局長あて通知したので、よろしく御承知おき願いたい。



保保発第0313001号
平成19年3月13日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

被保険者証の記載事項の見直しについて

標記については、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）において、被保険者証の券面表示の見直しについて検討を行い、平成18年度中に措置することとされたところである。

このことを踏まえ、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）様式第9号（1）から（4）まで及び様式第26号において定める被保険者証の記載事項のうち事業所所在地及び事業所名称については、各健康保険組合の判断により本年4月1日以降適宜下記のとおり取り扱うことができることとしたので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

- 1 事業所所在地及び事業所名称については、それぞれ会社の本店の所在地及び本店の名称を記載すれば足りることとすること。ただし、本店及び支店がいずれも同一の健康保険組合の適用事業所であって本店及び支店間の人事異動などにより適用事業所が変更となると見込まれる場合に限ること。
- 2 事業所所在地及び事業所名称については、被保険者証の裏面に記載して差し支えないこととすること。



保保発第0313002号
平成19年3月13日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公印省略)

被保険者証の記載事項の見直しについて

標記については、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）において、被保険者証の券面表示の見直しについて検討を行い、平成18年度中に措置することとされたところである。

このことを踏まえ、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）様式第9号（1）から（4）まで及び様式第26号において定める被保険者証の記載事項のうち事業所所在地及び事業所名称については、各健康保険組合の判断により本年4月1日以降適宜下記のとおり取り扱うことができることとしたので、健康保険組合の指導に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

- 1 事業所所在地及び事業所名称については、それぞれ会社の本店の所在地及び本店の名称を記載すれば足りることとすること。ただし、本店及び支店がいずれも同一の健康保険組合の適用事業所であって本店及び支店間の人事異動などにより適用事業所が変更となると見込まれる場合に限ること。
- 2 事業所所在地及び事業所名称については、被保険者証の裏面に記載して差し支えないこととすること。

「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）（抄）

（3）医療のIT化の加速

①～③（略）

④ 被保険者証の券面表示の見直し【平成17年度中に検討・結論、平成18年度中措置】

今後の医療分野のIT化のインフラ整備の一環としてカード化が推進されるため、健康保険証の券面表示の記載事項に係る規制を見直す。また、事業所名称及び事業所所在地の記載については、再発行等の不便を解消する観点から、早急に検討の上、措置する。